

# 平成19年度農林水産省春期特別 インターンシップの実施について

農林水産省では、大学生、大学院生等の皆さんに農林水産省における実際の行政事務、特に制度改正、施策の政治的調整、重要な国際交渉や基本政策の企画立案に接する機会を提供することにより、学生の皆さんの職業意識の向上、学習意欲の喚起及び農林水産行政に対する理解の増進を図ることを目的として、春休みの時期にインターンシップ（就業体験）を受け入れます。

## 記

### 1 対象者

大学、大学院生等

### 2 実施時期・期間

平成19年1月末～3月末の間で受入部署が設定する期間

※ 受入部署により実施時期・期間が異なります。受入決定後、調整いたします。（受入期間は1～3週間）

※ 詳細については、受入部署一覧（別添1）を参照して下さい。

### 3 受入部署

受入部署一覧（各課（室）の受入れ人数は各1名）を参照。

### 4 実施時間

原則として月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時30分

### 5 応募締切

平成18年1月10日（水曜日）必着

### 6 応募方法等

春期インターンシップを希望する学生は、その旨を所属大学の担当者に事前連絡を行い、調書（様式1）を記入の上、農林水産省大臣官房秘書課の担当者に提出してください。

## 7 受入学生の決定

①農林水産省は、調書に基づき受入学生の選考を行い、平成19年1月16日(火)までに受入れの可否を応募した学生に連絡するとともに、受入れを決定した学生が所属する大学にも連絡します。

②受入れが決定した学生は、所属する大学にその旨を連絡して下さい。

## 8 受入れの手続き

受入れが決定した学生の所属する大学の担当者の方は、大学推薦申込書(様式2)を記入の上、推薦申込書を大学ごとにまとめて下記担当者まで提出御願います。

大学からの推薦に基づき、農林水産省と大学との間で覚書(様式3)の締結を行います。

また、受入学生が記入する誓約書(様式3)も同時に提出願います。

## 9 所要経費

本インターンシップの必要経費(交通費、滞在費、食事代、保険料等)については、原則として各自で負担することとします。

なお、受入れに際しては、災害傷害保険、賠償責任保険の両方に加入していることを条件とします。

## 10 応募・問い合わせ先

農林水産省 秘書課 企画第1班 西尾 暁

電話 03-3502-8309

メール satoru\_nishio@nm.maff.go.jp

### ■ 提出書類の様式

- 様式1 調書(個人が作成)
- 様式2 推薦者一覧(大学が作成)
- 様式3 覚書(参加学生が決定した後、農林水産省と大学が締結)誓約書

●別添1 受入部署一覧

●別添2 インターンシップ実施要領と細則